

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十六条第一項の規定によつて、次のとおり広島県史跡を指定する。

平成十九年四月十九日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

種別	広島県史跡の名称	所 在 地
城跡	松尾城跡	安芸高田市美土里町横田字城平三〇二六番、三〇六三番、三〇六四番、三〇六五番、三〇六六番、三〇六七番、三〇六八番、三〇七〇番、字高橋三二六八番、甲三一八四番、乙三一八四番、三一八五番一、三一八六番、三一八七番、三一八八番、三一八九番、三一九〇番、三一九一番一、三二〇〇番、三二〇一番、三二〇二番、三二〇三番、三二〇四番、三二〇五番、三二〇六番、三二〇七番一の標高四〇〇メートル以上の部分